

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成23年3月31日現在

機関番号：16301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22792184

研究課題名（和文） 日本の生体移植医療へ「独立したドナー権利擁護」を導入するためのモデル構築

研究課題名（英文） Model building for the "independent donor advocate" introduction for living transplantation in Japan

研究代表者

永田 明 (NAGATA AKIRA)

愛媛大学・大学院医学系研究科・助教

研究者番号：30401764

研究成果の概要（和文）：

生体肝移植ドナー経験者からの聞き取りで、レシピエントの生死についてのみが記憶に残り、自分の詳しい説明は記憶にないと語ったドナーが多かった。

上記の結果を、倫理学の専門家との協議の結果、現在の生体肝移植ドナーの権利擁護は十分ではない。アメリカ型の「独立したドナー権利擁護」の方法は国内にはそぐわず、対策としては、研究者が行ったドナーの話を十分に聞くという存在を各施設に設置するという結論となった。

研究成果の概要（英文）：

There were many donors who said that only a recipient's life and death remained in memory by the listening comprehension from a former liver transplant from a living donor, and there was no detailed explanation of it in memory.

It is obvious by talking with the specialist of ethics that this means there are not enough advocacy of the donor's rights and it is difficult to establish the donor advised fund like in USA. We the Japanese may establish the organization in which there are careful listeners like me in the research.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：臨床看護学

科研費の分科・細目：看護学・臨床看護学

キーワード：生体肝移植ドナー，独立したドナー権利擁護，インフォームド・コンセント

1. 研究開始当初の背景

2008年5月「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」が出され、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国で確保し、死体臓器移植を最大化する努力が必須となり、海外渡航移植が次第に困難になってきている。これを契機に、2009年7月には「臓器の移植に関する法律」が改正され脳死からの臓器提供の増加が期待されているが、国内の移植医療は生体移植ドナーの臓器提供に依存しなければならないの状況が続くものと予想されている。

また、国内においては、生体移植ドナーの諸問題について、様々な学問領域において研究がなされるようになり、生体移植ドナーの権利擁護の必要性が強く述べられている。しかし、権利擁護の必要性は誰もが認めるものであるが、国内では生体移植ドナーの権利擁護に対する実践が生体移植医療システムの一環として行われていないのが現状である。国外に目を転じると、多くの国で生体移植ドナーは法的に保護されており、権利擁護のための介入が行われているところが我が国との大きな違いである。しかし、国外では生体移植ドナーの権利擁護の活動は多く行われているものの、その活動を学術的に報告するものは散見する程度で実践が先行して行われているところも特徴である。

申請者は一貫して生体移植ドナーの研究に取り組み、申請者自身の調査や文献検討から生体移植ドナーの前提である「自発的な意志」という一言でくるまれがちなドナーの心情であるが、実に多種多様で複雑な背景が存在することが分かった。「命の贈り物」や「家族の絆」といった言葉によって、ドナー候補者は臓器提供を辞退することができない見えないプレッシャーが存在していることも明らかにされている。さらに、日本の場合は生体移植ドナーは、臓器の移植に関する法律では保護されておらず、生体移植ドナーの臓器提供に移植医療を頼っている韓国や台湾とは異なる点であると言える。

2. 研究の目的

日本の医療事情にあった移植医療チームから独立したドナーの権利擁護を行うためのモデル構築を目指すことである。

3. 研究の方法

解釈的人類学は解釈であり、表面的には不可解な社会的表現を解釈することを目的とした理論的パースペクティブ：Clifford

Geertzの提唱する「解釈的人類学」を参考にしたエスノグラフィーである。

場所：国内の移植実施施設の肝移植患者会
研究参加者：国内のドナー経験者で、コミュニケーション可能で自らの体験を語るができる者とした。

データ収集方法

半構成的面接：面接時間は約60分を目安に、面接ガイドを使用した。研究参加者が移植に関わり、現在に至るまでの体験を、研究参加者が話しやすいところから聞き取り、具体的な内容に深めていくことができるようにインタビューを行った。

また、インタビュアーとインタビューイはインタビュー内容の共同構築に積極的に関わる主体（interactional co-construction of the interview's content）であると見なし、インタビューが何を語ったのかという内容だけでなく、共同の意味形成のプロセスがど

のように展開したかということも研究的に注目するという態度でインタビューを行った。

面接ガイド：デモグラフィックデータと研究参加者が移植に関わり、現在に至るまでのプロセスにおける体験を、研究参加者が話しやすいところから聞き取り、具体的な内容に深めていくことができるようにインタビューを行った。

面接内容は、研究参加者の同意が得られた場合のみ、録音した。

分析は生体肝移植ドナーとなった研究参加者から語られたことを解釈することによって、行動様式を記述し、その行動の背景にある文化の構造を明らかにするため、Cohenら（2000）が示した解釈学的循環を用いた分析方法を参考にした。

分析は、インタビューより得られたデータによって作成した逐語録を以下の手順で分析を行った。

(1) 研究参加者が語った内容を十分に理解するまで、繰り返し読む。

読むときは必ず最初から最後まで読み、インタビューの全体を理解するように努める。読む姿勢としては先入観を持たず、研究参加者の語りのすべてを受け入れる。

(2) 生体肝移植ドナーの「情報と向き合う」体験を物語る「意味」のまとまりを示す文節を取り出す。

研究参加者の語りの中で、生体肝移植ドナ

一の「情報と向き合う」体験を特徴的に示す文節に下線を引き、そのまま取り出した。取り出した文節がどのような意味を持つのか、逐語録の余白に研究者の解釈を書き加えた。研究参加者の語りの特徴を損なわないように注意しながら、明らかな余談や繰り返しは削除した。

(3) 取り出した文節に生体肝移植ドナーの「情報と向き合う」体験に関連するコードをつける。

各々の文節は研究疑問に照らしあわせたいうえ、コードとして名付ける。コードは研究参加者の特徴的な語りの一部を使用した。

(4) 各々のコードの関係を検討し（パターンを見出す）、主なコードを導き出す。

それぞれのコードの意味と背景となっている脈絡（図と地）との関係を検討し主なコードを導き出した。

(5) 分析の妥当性を高めるために生のデータと解釈を研究指導者、質的研究の専門家との間で共有し、話し合いを持ったあと再構成することを繰り返した。

4. 研究成果

10名のドナー全員には情報と向き合う行動に同様の特徴が明らかになった。

その行動の中には、「インターネットでの情報収集」を行い「自分のことよりも、レシピエントに関する情報を集めた」に注目し、「医師から説明で注目したのはレシピエントが助かる確率」であり、「術後の自分に起こったことに戸惑いを感じた」が「自分が決めたことだから引き受けるしかない」と諦めている内容が含まれていた。

具体的には、自らがドナーになると決定した後、すべてのドナーが「インターネットでの情報収集」を行っていた、しかし、ネットでの情報収集だけでは十分な情報を得ることができなかつたと述べる者が多かつた。場合によっては、情報収集すらしていない者もあつた。

また、ドナー経験者の入院前の情報収集の内容は「自分のことよりも、レシピエントに関する情報を集めた」と述べており、場合によっては自分が不安に陥らないようにあえて情報に触れようとしなかつたものや、「医師から説明で注目したのはレシピエントが助かる確率」いうテーマでは、入院後の医師からの説明を受けた内容については、レシピエントについての情報は記憶として残

っていたが、ドナーが注目したのは自分の死の確率であり、合併症については記憶に残っていなかつた。

さらに、「術後の自分に起こったことに戸惑いを感じた」と述べており、説明を受けたはずの手術創の形や大きさについてや、ドレーンの存在に驚き、戸惑いを見せていたものや、術後の身体的な辛さや苦悩については「自分が決めたことだから引き受けるしかない」という思いから、家族に打ち明けることもできず自己解決するような状況に置かれていたものもあつた。

インタビュー・データの分析の結果、生体肝移植ドナーは、「自分を犠牲にしてもレシピエントを助けるという目的」ことを背景とした情報と向き合う行動を取っていることが明らかになった。

これらの事からドナーになると決めた時から、ドナーに対してのホームページ等を利用した情報提供のシステム構築、院内においては「独立したドナー権利擁護」を導入するなどのサポートの必要性が示唆された。

更に、手術後生体肝移植ドナーが提供したことをどのように受け止めており、苦悩をひとりで抱え込むことがないようなフォロー体制の整備が必要である。

これらのことから日本の生体肝移植医療は、今一度、生体肝移植ドナー側の視点から移植プロセスを見直し、生きながらにして自らの肝臓を提供したドナーへの医療・ケア・法的な保護などの包括的な取り組みを行う必要があると考える。

また、この結果を踏まえて、日本肝移植研究会の「生体肝移植ドナーの前提条件」では、「生体肝提供（ドナー）手術とそれに付随する危険性を充分理解しており、危険度を理解した上での提供であることを手術チームの構成員とは別の施設内組織あるいは医師が確認している」となっているが、この前提条件が遵守されているのか？現在、国内の施設で行われている生体肝移植ドナーに対しての医療は倫理的に問題がないのかを検討したいと考え、国内の死生学・倫理学の専門家と研究結果を提示した上で、ディスカッションを行った。

ディスカッションの結果、本研究の結果明らかになった現在の生体肝移植ドナーの権利擁護は十分になされていないという結論であつた。しかし、生体肝移植ドナーの家族への思いを考慮するとアメリカ型の「独立したドナー権利擁護」の方法はこくないにはそ

ぐわず、日本の文化にあった方法を確立すべきだという意見が得られた。そのヒントとしては、研究者が行ったドナーの話を十分に聞くという存在を各施設に設置することが良いのではないかという結論に至った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 1 件)

1. 永田 明, 生体肝移植ドナーの情報へ向き合う行動の記述とその背景の検討, 第46回日本移植学会総会, 平成22年10月20日～22日, 京都市 みやこめっせ

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

永田 明 (NAGATA AKIRA)

愛媛大学・大学院医学系研究科・助教

研究者番号: 30401764